



[トップ](#) > [助成金のご案内](#) > [その他助成金](#) > 北海道「運送事業者臨時支援金」

北海道「運送事業者臨時支援金」

前回実施（令和5年6月～令和5年9月）した同支援金の交付を受けた方も申請できます。

申請期間 令和6年1月24日から令和6年2月29日まで（必着）

安定的な物流の維持・確保に向けて、物価高騰などの影響により、厳しい経営状況に置かれているトラック運送事業者に対し、事業継続に向けた臨時の支援を行う事を目的として北海道が実施する「運送事業者臨時支援事業」について、北海道トラック協会が交付事務局の決定を受け実施するものです。

[申請書等ダウンロード](#)

支援金申請書（PDF）

支援金申請書（ワード）

【記入例】支援金申請書

申請に関するQ & A

運送事業者臨時支援金 交付規程

運送事業者臨時支援事業補助金 交付要綱

交付概要

1. 申請受付期間

令和6年1月24日から令和6年2月29日まで

2. 交付対象事業者

令和5年11月末日時点で北海道内に本社（登記の所在地が北海道内）を有し、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を行う者。

※ 申請日時点においても北海道内に本社を有している事業者

3. 交付対象車両

交付対象事業者が使用する北海道内に登録されている事業用貨物自動車であり、且つ、申請日時点で現に運行の用に供している車両が対象。

※ 軽貨物自動車、靈きゅう運送及び一般廃棄物運送の用途に限定して使用する車両は対象外。

4. 支援金額

① 小型車・普通車・けん引車（※車検証の区分） 15,000円／台
(限度台数100台まで)

② 被けん引車（※車検証の区分） 5,000円／台
(限度台数100台まで)

※ 令和5年11月末日時点での保有車両数が申請限度台数となります。

※ 最大申請台数は①100台と②100台の合計200台までとなります。

5. 申請に必要な書類

(1) 交付申請書

(2) 添付書類

① 申請車両（11月末日時点での保有車両数を申請台数の上限として、申請日時点で現に運行の用に供しているもの）の自動車検査証の写し

※ 電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項（A又はB）」の写し

※ 申請日時点で車検証の期限が有効であり、且つ「使用者の氏名又は名称」が申請者であり、

「使用者の住所」及び「使用の本拠の位置」が北海道内であるもの

【前回(R5年6～9月)支援金の交付を受けていない方は①の他に下記②、③の書類も必要となります】

② 令和4年度貨物自動車運送事業実績報告書（運輸局受理済印押印のもの）表紙のコピー又は法務局が発行する現在事項全部証明書のコピー ※申請者の住所、事業者名、代表者名が確認出来る事

③ 預金通帳口座・名義等記載ページのコピー ※支援金振込先の記載事項が全て確認できる事

6. 申請書類の送付先

上記「5. 申請に必要な書類」に記載されている（1）交付申請書、（2）添付書類①～③を、下記の住所へ郵送ください。

※ 郵送以外での受付はいたしません。

【送付先】 〒064-0809

札幌市中央区南9条西1丁目1-10

北海道トラック協会 支援金係

7. 支援金の交付決定通知及び支援金の支払い

申請書類の受理後、申請内容に不備が無い場合は「交付決定通知書」を申請書に記載の住所へ郵送いたします。

※第1回目の交付決定通知は令和6年2月上旬頃を予定（以後、7日ごとに交付決定通知を行う予定です。）

支援金の支払いについては、交付決定通知後、概ね2週間以内に申請書に記載の振込先へお振込みいたします。

8. お問い合わせ

※本ページに掲載の「申請に関するQ & A」をご確認の上、お電話ください。

支援金専用窓口 : T E L 0 1 1 - 2 1 3 - 1 4 1 1

受付時間 : 10:00~12:00、13:00~16:00
0 (土・日・祝日を除く)

[北海道トラック協会について](#) | [プライバシーポリシー](#) | [お問い合わせ](#)

©Hokkaido Trucking Association. All rights reserved.